

# 委 託 仕 様 書

## 1 件名

特別区職員給与等実態調査に係る電算処理システムの設計・構築業務委託

## 2 目的

特別区人事委員会は、人事行政の専門機関として、公民較差の算出や給与・任用制度の研究を行っているが、その基礎資料となる特別区職員の給与等の実態を把握するため、毎年、特別区職員給与等実態調査を実施している。調査にあたっては、23区より提供される職員データをもとに、迅速かつ精確に集計する必要があることから、電算処理システムを使用しており、そのシステムを設計・構築することを委託する。

## 3 委託内容

- (1) 委託者が所有する設計図書を解析し、契約日現在のシステムを再現すること。
- (2) 当該年度の1月末日までに図られた任用・給与制度改正をシステムに反映すること。

## 4 納入物件

以下(1)については電子ファイル、(2)について紙媒体（1部ずつ）及び電子ファイルを納品する。なお、(2)について、受託者はその内容を委託者が理解できるよう、簡便かつ明快な表記に努めることを条件に、任意の書式によることができるものとする。

- (1) 上記3において設計・構築した電算処理システム 一式
- (2) 設計図書 一式

## 5 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 6 納入場所

特別区人事委員会事務局（千代田区飯田橋3-5-1 16階）の指定する場所

## 7 開発環境

システムは、Microsoft Access を基に、以下の環境での開発を想定して設計すること。

OS : Microsoft Windows 11 pro 23H2 バージョン (64bit)

Office : Microsoft 365 Business Standard (デスクトップ版 64bit)

開発言語 : VBA (Microsoft 365 Access)

## 8 設計・構築条件

本システムを設計するにあたっては、次の条件を満たすこと。

- (1) 本システムは、委託者が管理するネットワーク上での処理を前提とすること。
- (2) 本システムは、約6～10万件のデータ処理を想定し、その作業に支障がないようにすること。
- (3) ハードウェアの性能向上や、基本ソフトウェアのバージョンアップ等に極力依存しない、将来に渡って信頼性及び能力が保証され、汎用的なもので最新であるシステムにすること。
- (4) OS等のバージョンアップにも対応できるよう、システムを設計すること。
- (5) システムのバックアップ機能を有し、リストア機能によりシステムを復旧できること。
- (6) セキュリティ対策として、ID/パスワード等による利用者管理機能を有すること。システム納品後のセキュリティ管理は、委託者の責任において行うこと。
- (7) 帳票の内容は、委託者が変更点を指示し、受託者が案を作成・提示し、委託者が決定すること。
- (8) 受託者のみが保守可能となるような特殊な言語を使用しないこと。
- (9) 技術的な問題等がある場合には、対応の可否について担当職員と協議し、その指示

に従うこと。

## 9 設計・構築体制

- (1) 受託者は、本作業を履行できる体制を設け、受託責任者を設置すること。受託責任者の他に、受託主要担当者を設置し、受託者側の対応窓口として連絡体制を確立すること。

なお、原則としてこの体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に委託者の了承を得ること。

- (2) 受託者は、作業に先立ち開発スケジュールを書面で提出し、委託者の了承を得ること。やむを得ず開発スケジュール等を変更する場合は、事前に協議すること。
- (3) 受託主要担当者は、原則として月1回、進捗報告会を開催し、以下により、委託者に進捗報告を行わなければならない。ただし、緊急時にあつては随時報告を行う。
  - ① 進捗報告にあたっては、開発スケジュールと実際の進捗状況の差を明らかにし、その原因と対策を明らかにすること。
  - ② 受託者は議事録及び確認書類を提示し、委託者がレビューを行い、内容に関する承認を行うことにより、委託内容が成立する方法をとる。

## 10 著作権等

本システムに関する著作権その他の知的所有権は、委託者に帰属するものとする。

## 11 支払い

検査合格後、請求に基づき支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 契約期間中及び契約終了後においても、作業に関して知り得た業務上の内容について他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 納品物件について受託者の責に帰すべき瑕疵があつた場合、受託者は自己の責任と負担において当該納入物件の修正を行うものとする。

なお、本状により受託者が責任を負う期間は、検収完了日から1年間とする。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項については、委託者及び受託者が協議して委託者が定めることとする。